(b)　両締約国は、この協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年以後、いずれかの締約国の要請があった場合には、附属書一の両締約国のそれぞれの表に定める関税の引下げ時期の繰上げ又は関税を撤廃する範囲の拡大について検討するため、協議する。

5　一方の締約国は、次のことを行うことができる。

(a)　他方の締約国の原産品に適用される関税について、一方的な税率の引下げの後、附属書一の自国の表に定める税率を上限として税率の引上げを行うこと。

(b)　他方の締約国の原産品について、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に従って世界貿易機関の紛争解決機関が承認するところにより、更なる関税の引下げを停止し、又は関税の引上げを行うこと。

第二十二条　非関税措置

1　附属書二その他この協定の関連する規定に別段の定めがある場合を除くほか、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出若しくは輸出のための販売について、関税以外の禁止又は制限であって、千九百九十四年のガット第十一条の規定に基づく義務及び同条に関連する世界貿易機関設立協定の規定に適合しないいかなるものをも導入し、又は維持してはならない。このため、千九百九十四年のガット第十一条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国又は輸出者に対し、次の措置を採用し、又は維持することを要求してはならない。

(a)　ダンピング防止協定第八条及び補助金及び相殺措置に関する協定第十八条の規定に適合しない自発的な約束

(b)　セーフガード協定第十一条の規定に適合しない輸出自主規制

3　いずれの締約国も、自国の輸入者に対し、輸入に従事すること又は産品を輸入するための条件として、自国における販売者との間に千九百九十四年のガット第十一条1の規定に適合しない契約関係その他の関係を有することを要求してはならない。

第二十三条　輸入許可手続

1　いずれの締約国も、世界貿易機関設立協定附属書一A輸入許可手続に関する協定（以下「輸入許可手続に関する協定」という。）に適合しない措置を採用し、又は維持してはならない。このため、輸入許可手続に関する協定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　いずれの一方の締約国も、輸入許可手続に関する協定第五条の規定に基づく通報を行わない限り、他方の締約国の産品に対し輸入許可手続を適用してはならない。

第二十四条　行政上の手数料及び手続

1　各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、千九百九十四年のガット第八条1(a)の規定に適合するものであることを確保する。このため、千九百九十四年のガット第八条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の原産品の輸入に関連して領事手続（関連する手数料及び課徴金を含む。）を要求してはならない。

注釈　この2の規定の適用上、「領事手続」とは、領事送状又は領事査証（商業送状、原産地証明書、積荷目録、荷送人輸出申告その他の全ての税関書類であって、輸入の際に又は輸入に関連して必要となるもの）の取得に当たって輸出締約国に所在する輸入締約国の領事が要求する手続をいう。

3　各締約国は、産品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される手数料及び課徴金の詳細をできる限り速やかに自国のウェブサイトにおいて利用可能なものとする。

第二十五条　輸出税、手数料その他の課徴金

いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、税、手数料その他いかなる種類の課徴金をも導入し、又は維持してはならない。ただし、そのような税、手数料その他の課徴金の額が、国内消費に向けられる同種の産品に課される税、手数料その他の課徴金の額を超えない場合は、この限りでない。

第二十六条　関税上の評価

世界貿易機関設立協定附属書一A千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（以下「関税評価協定」という。）は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すこととし、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について適用する。

第二十七条　農業輸出補助金

1　いずれの一方の締約国も、農業協定附属書一に掲げられ、かつ、他方の締約国に輸出される農産品について、いかなる輸出補助金をも導入し、維持し、又は再導入してはならない。

2　いずれの一方の締約国も、輸出補助金の導入、維持又は再導入により他方の締約国がこの協定に基づく義務を履行していないと認める場合には、相互に満足すべき解決を得ること、特に、補助金の交付を受けた産品の輸入が及ぼす影響に対抗するために輸入締約国が採用することができる特定の措置について合意することを目的として、第十五章の規定に従い、他方の締約国に対して協議を要請することができる。

第二十八条　価格帯制度

ペルーは、附属書一のペルーの表の5欄に一個の星印（＊）を付した農産品に関し、附属書一第三編第一節2に規定する価格帯制度を維持することができる。

第二節　セーフガード措置

第二十九条　一般規定

1　各締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定、セーフガード協定及び農業協定第五条の規定に基づく自国の権利及び義務を留保する。

2　千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従って一方の締約国が他方の締約国の原産品の輸入に対してセーフガード措置をとる場合には、当該輸入に対してこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置を同時にとってはならない。

3　一方の締約国が、他方の締約国の原産品の輸入に対し、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってセーフガード措置をとるに先立ちこの節の規定に基づく二国間セーフガード措置をとっている場合には、当該輸入に関する第三十一条1に規定する二国間セーフガード措置の適用期間は、一方の締約国が2の規定に従って当該二国間セーフガード措置をとらないことによって中断されない。一方の締約国は、千九百九十四年のガット第十九条の規定及びセーフガード協定又は農業協定第五条の規定に従ってとられたセーフガード措置の終了後は、当該輸入に対し、当該二国間セーフガード措置の残存期間を上限として当該二国間セーフガード措置の適用を再開することができる。

第三十条　二国間セーフガード措置

1　一方の締約国は、第二十一条の規定に従って他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が絶対量において増加した数量で一方の締約国に輸入されている場合において、当該増加した数量が一方の締約国の国内産業に対する重大な損害又は重大な損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているときは、この節の規定に従うことを条件として、二国間セーフガード措置をとることができる。